

改正案	現行
<p>（公開買付届出書の添付書類）</p> <p>第六条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項に規定する内閣府令で定める添付書類は、次の各号に掲げる公開買付者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。</p> <p>一 内国会社</p> <p>イ 当該公開買付者が金融商品取引業者又は銀行等と法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の二第四項に規定する事務につき締結した契約の契約書の写し</p> <p>ロ 公開買付者を代理して公開買付けによる上場株券等に買付け等を行う者がいる場合には、代理につき締結した契約の契約書の写し</p> <p>ハ 公開買付者の銀行等への預金の残高その他の公開買付けに要する資金の存在を示すに足る書面</p> <p>ニ 上場株券等の取得につき他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許可等」という。）を必要とする場合には、当該許可等があったことを知るに足る書面（当該許可等を既に得ている場合に限る。）</p>	<p>（公開買付届出書の添付書類）</p> <p>第六条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項に規定する内閣府令で定める添付書類は、次の各号に掲げる公開買付者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。</p> <p>一 内国会社</p> <p>イ 当該公開買付者が金融商品取引業者又は銀行等と法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の二第四項に規定する事務につき締結した契約の契約書の写し</p> <p>ロ 公開買付者を代理して公開買付けによる上場株券等に買付け等を行う者がいる場合には、代理につき締結した契約の契約書の写し</p> <p>ハ 公開買付者の銀行等への預金の残高その他の公開買付けに要する資金の存在を示すに足る書面</p> <p>ニ 上場株券等の取得につき他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許可等」という。）を必要とする場合には、当該許可等があったことを知るに足る書面（当該許可等を既に得ている場合に限る。）</p>

ホ 公開買付開始公告の内容を記載した書面

へ 第二号様式のうち「第2 公開買付者の状況」の「1 発行株の種類」及び「2 総理の状況」の記載事項に相当する事項が記載された書面（当該公開買付届出書に当該記載事項が記載されている場合を除く。）

二 外国会社

イ 前号に掲げる書類

ロ 当該公開買付届出書に記載された当該公開買付届出書を提出しようとする外国会社（以下この号において「当該外国会社」という。）の代表者が当該公開買付けに關し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ 当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該公開買付けに關する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ 当該公開買付けが適法であること及び当該公開買付届出書に記載された法令に關する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ 外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

へ 第二号様式のうち「第2 公開買付者の状況」の「1 発行株の種類」及び「2 総理の状況」の記載事項に相当する事項が記載された書面（当該公開買付届出書に当該記載事項が記載

ホ 公開買付開始公告の内容を記載した書面

（新設）

二 外国会社

イ 前号に掲げる書類

ロ 当該公開買付届出書に記載された当該公開買付届出書を提出しようとする外国会社（以下この号において「当該外国会社」という。）の代表者が当該公開買付けに關し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ 当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該公開買付けに關する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ 当該公開買付けが適法であること及び当該公開買付届出書に記載された法令に關する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書

ホ 外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

（新設）

）
されている場合を除く。）

2 前項第二号に掲げる書類が日本語をもって記載したものでないときは、その訳文を付さなければならぬ。

（公開買付説明書の作成等）

第十五条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第一項に規定する公開買付届出書に記載すべき事項で内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 当該公開買付届出書に記載すべき事項

二 公開買付者に係る事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移の確かかつ簡明な説明（当該公開買付届出書に第二号様式のうち「第2 公開買付者の状況」の「1 業種の業種」及び「2 経営の状況」の記載事項が記載されている場合を除く。）

2 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 当該公開買付けが法第二章の二第二節の規定の適用を受ける公開買付けである旨

二 当該公開買付説明書が法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九の規定による公開買付説明書である旨

3 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第一項の規定により公開買付説明書を作成する場合には、前項

2 前項第二号に掲げる書類が日本語をもって記載したものでないときは、その訳文を付さなければならぬ。

（公開買付説明書の作成等）

第十五条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第一項に規定する公開買付届出書に記載すべき事項で内閣府令で定めるものは、当該事項とする。

一 当該公開買付けが法第二章の二第二節の規定の適用を受ける公開買付けである旨

二 当該公開買付説明書が法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九の規定による公開買付説明書である旨

2 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 当該公開買付けが法第二章の二第二節の規定の適用を受ける公開買付けである旨

二 当該公開買付説明書が法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九の規定による公開買付説明書である旨

3 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第一項の規定により公開買付説明書を作成する場合には、前項

各号に掲げる事項については、公開買付説明書の表紙又はその他の見やすい箇所に記載しなければならない。

4 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第二項の規定により公開買付説明書を交付する公開買付者は、上場株券等の売付け等を行おうとする者に対し、あらかじめ又は同時に公開買付説明書を交付しなければならない。

5 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第三項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付する公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、当該書面を交付する方法によることができる。

各号に掲げる事項については、公開買付説明書の表紙又はその他の見やすい箇所に記載しなければならない。

4 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第二項の規定により公開買付説明書を交付する公開買付者は、上場株券等の売付け等を行おうとする者に対し、あらかじめ又は同時に公開買付説明書を交付しなければならない。

5 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第三項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付する公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、当該書面を交付する方法によることができる。

銀行等による上場株式等の公開買付けの届出に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九五号）（第五條関係）

改 正 案	現 行																																																																
<p>第二号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 公開買付届出書 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2【公開買付者の状況】</p> <p>1【発行者の概要】(13)</p> <p>(1)【発行者の沿革】</p> <p>(2)【発行者の目的及び事業の内容】</p> <p>(3)【資本金の額及び発行済株式の総数】</p> <p>2【経理の状況】(14)</p> <p>(1)【貸借対照表】</p> <p>(2)【損益計算書】</p> <p>(3)【株主資本等変動計算書】</p> <p>3【株価の状況】(15)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: small;">金融商品取引所名又は認可金融商品取引業協会名</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>月別</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>最高株価</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>最低株価</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> <p>4【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】(16)</p> <p>(1)【発行者が提出した書類】(17)</p> <p>①【有価証券報告書及びその添付書類】</p> <p style="padding-left: 20px;">事業年度 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務(支)局長に提出</p> <p>②【四半期報告書又は半期報告書】</p> <p style="padding-left: 20px;">事業年度 第 期第 四半期(第 期中)(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務(支)局長に提出</p> <p>③【訂正報告書】</p> <p style="padding-left: 20px;">訂正報告書(上記 の訂正報告書)を平成 年 月 日に 財務(支)局長に提出</p> <p>(2)【上記書類を縦覧に供している場所】</p>	金融商品取引所名又は認可金融商品取引業協会名								月別								最高株価								最低株価								<p>第二号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 公開買付届出書 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2【公開買付者の状況】</p> <p>1【発行者の概要】(13)</p> <p>(1)【発行者の沿革】</p> <p>(2)【発行者の目的及び事業の内容】</p> <p>(3)【資本金の額及び発行済株式の総数】</p> <p>2【経理の状況】(14)</p> <p>(1)【貸借対照表】</p> <p>(2)【損益計算書】</p> <p>(3)【株主資本等変動計算書】</p> <p>3【株価の状況】(15)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: small;">金融商品取引所名又は認可金融商品取引業協会名</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>月別</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>最高株価</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>最低株価</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> <p>(新設)</p>	金融商品取引所名又は認可金融商品取引業協会名								月別								最高株価								最低株価							
金融商品取引所名又は認可金融商品取引業協会名																																																																	
月別																																																																	
最高株価																																																																	
最低株価																																																																	
金融商品取引所名又は認可金融商品取引業協会名																																																																	
月別																																																																	
最高株価																																																																	
最低株価																																																																	

<p>名称 (所在地)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) ~ (15) (略)</p> <p>(16) 継続開示会社たる公開買付者に関する事項</p> <p>a 「1 発行者の概要」及び「2 経理の状況」を記載した場合には、「4 継続開示会社たる公開買付者に関する事項」の記載を要しない。</p> <p>b 公開買付者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。）である場合には、「1 発行者の概要」及び「2 経理の状況」に代えて、「4 継続開示会社たる公開買付者に関する事項」を記載することができる。</p> <p>(17) 発行者が提出した書類</p> <p>a 届出書の提出日において既に提出されている発行者の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）及び半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。</p> <p>b 公開買付期間中に、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書が提出される予定である場合には、その旨（当該有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書の提出予定時期が記載できる場合には当該提出予定時期を含む。）記載すること。</p> <p>c 「③ 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを付記すること。</p>	<p>(記載上の注意)</p> <p>(1) ~ (15) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	---